

社セシメラレタルモノト思ヒ居リ候者ニ付更ニ意思  
分明スル迄ハ小生等ハ受領ニ参上致不申候ニ付右告  
知申上候也

蓋シ右ノ如ク双方カソノ主張ヲ固執セシハ單ナル  
解雇ノ責任回避ノタメニハアラス職工側ノ任  
意退職ニアラスシテ会社側ノ都合ニ依ル解  
雇トセバ後日解雇手當ノ問題ニ就テ更ニ  
紛糾ヲ生センコト会社ノ好マザル所ナレバ

并クテ右ノ方面ニモ両者間ニ交渉中絶ノ状  
態トナリシカ大阪聯合会ハ断シテ会社糾弾

ニテ弛メストシテコレ又十二日夜ハ天蓮寺

公会堂ニ於テ爭議報告演説会ヲ開催シテ

猶ホソノ餘勢アルヲ示シタルカ實際ハ遂ニ

職工側ノ屈服ニ終ルノ外ナキ事情ニアリ

同十二日ノ如キハ男工ノ就業セル者一百名ニ

及ヒコレト三百二十名ノ女エトヲ合スレバ